龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プラン

災害時には助け合って避難しよう！

■問い合わせ：危機管理課危機管理政策グループ☎内線352

龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プランとは

市内で災害が発生した場合に、高齢者や障がい者などの「**要配慮者**※1」のうち、安全な場所に避難するのに支援が必要な「**避難行動要支援者**※2」の生命・身体を守るための計画です。支援を希望する「**避難行動要支援者**」ごとに避難計画を作成し、いざという時に支援者や住民自治組織が個別の避難計画に基づき支援を行います。

「避難行動要支援者」の対象は？

①65歳以上のひとり暮らし高齢者
②介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
③身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
④療育手帳（Ⓐ・A）の交付を受けている方
⑤精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
⑥①～⑤に準ずる方で希望する方

避難の支援をしてくれる方（支援者）を募集しています

大規模災害時は、市役所・消防署・警察署などの公的機関自体も被災している可能性があり、支援体制を構築するまでに相応の時間を要します。しかし、被災時の人命救助は一分一秒を争うため、「被災者自身が自分の身は自分で守る・自助」と「地域住民（住民自治組織など）からの支援を受ける・共助」が非常に重要で、この体制を構築することで被害を軽減することができます。

「龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プラン」の趣旨をご理解いただき、地域の皆さんや住民自治組織などの皆さんに、支援者としての登録をお願いしています。

大規模災害時には、支援者として登録いただいた方も被災者になる可能性があります。避難行動要支援者の避難支援に関して、その責任を負うものではありません。

龍ケ崎市災害時避難行動要支援者避難支援プランの仕組み

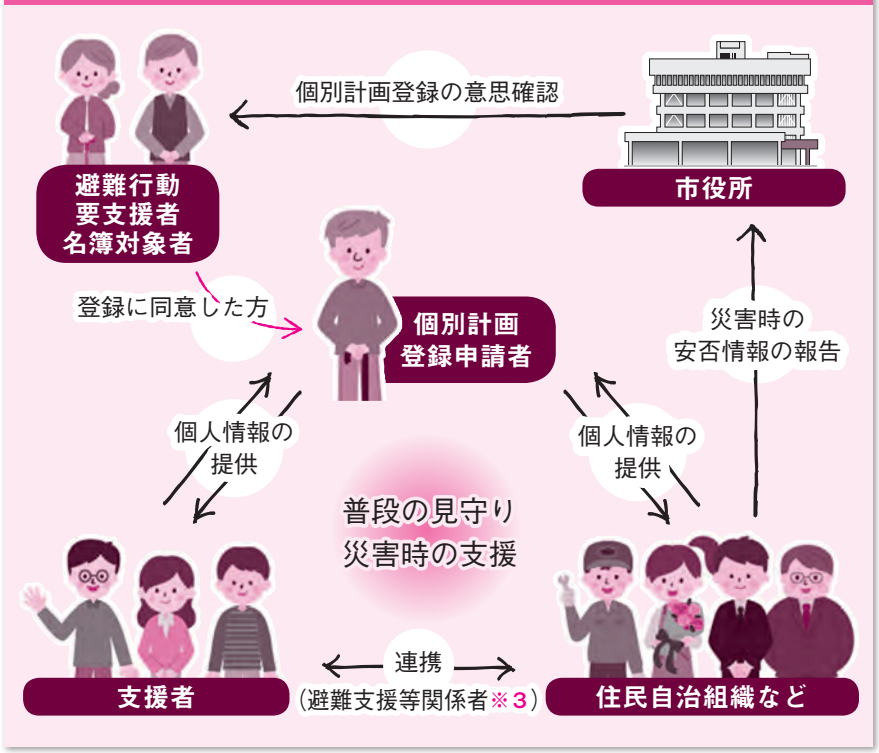

対象者抽出
市で「**避難行動要支援者**」の対象となる方を抽出し、名簿を作成

登録勧奨
市は「**避難行動要支援者**」の対象となる方に、文書や訪問で登録を勧奨

情報提供
市は「**避難行動要支援者**」の登録に同意した方の個人情報を、**住民自治組織**に提供

支援体制
支援を希望する「**避難行動要支援者**」の住む**住民自治組織**に、**支援者**の選定を依頼

個別計画
「**避難行動要支援者**」と**支援者**の情報を掲載した個別計画を作成し、それぞれが所有

日頃の備え
普段からコミュニケーションを図り、防災訓練などを実施し、災害に備える

「要配慮者」「避難行動要支援者」「避難支援等関係者」とは？

平成25年6月の災害対策基本法の改正により定義された、全国的に統一された名称です。

※1 **要配慮者**：高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する方
※2 **避難行動要支援者**：要配慮者のうち、災害が発生した場合などに自ら避難することが困難で、特に支援を要する方
※3 **避難支援等関係者**：避難行動要支援者を支援する消防署・警察署・自主防災組織などのほか、避難支援プランに支援者として登録をされた個人の方など